

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	高等学校就学支援金支給事務(私立学校)に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、高等学校就学支援金支給事務(私立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 公表日

令和5年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校就学支援金支給事務(私立学校)
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務である。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報や生活保護受給情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	就学支援金事務処理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金の受給権者である高校生等の情報を管理している。</li> <li>・管理している情報のうち私立高等学校在学者ファイルについての情報は、個人番号を併せて管理している。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
私立高等学校在学者ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">         &lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定       </span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部学事課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校在学者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・高等学校等就学支援金申請者の保護者等
その必要性	・高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の市町村民税の課税所得額等の情報が必要であるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="radio"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="radio"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	総務部学事課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため	
④使用の主体	使用部署	埼玉県総務部学事課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があり、支給決定額の根拠として記録する。 支給に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した個人番号と紐付けて管理を行う。	
	情報の突合	保護者の市町村民税の課税所得額等によって受給資格及び加算申請の審査を行うため
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 51 ) 件	
<b>委託事項1</b>		
就学支援金事務処理		
①委託内容	申請書類取りまとめ及び就学支援金事務処理システムによる申請者情報の管理	
②委託先における取扱者数	[ 100人以上500人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	県内私立学校法人	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>		
就学支援金等申請情報電算入力業務委託		
①委託内容	特定個人情報のデータ入力	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社埼玉電算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・申請者(生徒)氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・メールアドレス
- ・在籍学校名
- ・高等学校等の在籍期間
- ・転退学歴等
- ・申請者の世帯構成等
- ・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況
- ・申請者の保護者の氏名
- ・申請者の保護者の生年月日
- ・申請者の保護者の住所
- ・申請者の保護者の電話番号・メールアドレス
- ・申請者の保護者の所得に関する情報
- ・申請者の保護者の生活保護の受給に関する情報
- ・就学支援金受給状況
- ・個人番号
- ・個人番号対応符号
- ・就学支援金の受給単位数

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
私立高等学校在学者ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りをを行う等の対応を徹底する。</li> <li>・業務遂行に当たって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指示する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、パスワードは3か月ごとに更新することとする。また、業務上必要のない情報項目については保存しないこととする。</li> </ul> <統合宛名システムにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようにアクセス制限を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、パスワードは3か月ごとに更新することとする。また、業務上必要のない情報項目については保存しないこととする。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報を含む機密情報の取扱者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	・提出された申請書類は、流出の防止及び生徒・保護者のプライバシー保護の観点から、各学校事務室で適切に管理されるよう指示している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<業務担当課における措置>  
 ・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。  
 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。

<統合宛名システムにおける措置>  
 ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。  
 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  
 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  
 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。

リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

<業務担当課における措置>  
 ・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。  
 ・中間サーバー・ソフトウェアの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないよう事前確認を実施することとしている。

<統合宛名システムにおける措置>  
 ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>  
 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  
 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  
 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  
 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

リスクへの対策は十分か [ 十分である ] <選択肢>  
 1) 特に力を入れている 2) 十分である  
 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置



7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>&lt;埼玉県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>	



<b>8. 監査</b>	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<small>&lt;県としての措置&gt;</small> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、[事務処理手引き]に記載している。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取組の啓発や定着を図っている。 ・事務担当部署における自己点検以外に、企画財政部 情報システム課による内部監査を定期的実施している。  <small>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</small> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2558
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関又は②県政情報センターに提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2558
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、第2号ハ(情報照会)(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 山崎 明弘	課長 三須 康男	事後	人事異動
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	私立学校90校	埼玉県総務部学事課	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第7号 別表第二項番113 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、第2号ハ	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法第9条第2項に基づく条例で定める移転先となる予定	埼玉県個人番号の利用に関する条例で定める移転先	事後	条例の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例	埼玉県個人番号の利用に関する条例	事後	条例の制定
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	番号法別表第二第二欄に定める事務となる予定	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	事後	条例の制定

平成28年2月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	番号法別表第二第四欄に定める情報となる予定	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報	事後	条例の制定
平成28年2月1日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>	事前	記載内容の見直し
平成28年2月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2554	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2725	事後	代表電話番号変更に伴う修正
平成28年2月1日	Ⅳ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2554	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2725	事後	代表電話番号変更に伴う修正

平成29年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金の受給権者である高校生等の情報を管理している。</li> <li>・管理している情報のうち私立高等学校在学者ファイルについての情報は、個人番号を併せて管理している。</li> <li>・私立高等学校在学者ファイルについては、情報提供対象であるため、中間サーバーへの登録及び庁内への提供を行うためのファイルの出力を実施する。なお、庁内への提供は団体内統合宛名システムを利用して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金の受給権者である高校生等の情報を管理している。</li> <li>・管理している情報のうち私立高等学校在学者ファイルについての情報は、個人番号を併せて管理している。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる範囲	高等学校等就学支援金申請者及びその保護者	高等学校等就学支援金申請者の保護者等	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる範囲(その必要性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の市町村民税所得割額の情報が必要であるため。また、申請者の就学支援金需給状況の情報を管理する必要があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の市町村民税所得割額の情報が必要であるため。</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月(予定)	平成31年4月(予定)	事後	時点修正
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法(情報の突合)	保護者の市町村民税課税状況によって受給資格及び加算申請の審査を行うため、申請者情報と世帯取得情報を突合する。	保護者の市町村民税課税状況によって受給資格及び加算申請の審査を行うため。	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始年月日	平成28年1月4日	平成31年4月(予定)	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転先の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( ) 件</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行っていない</li> </ul>	事後	提供・移転を行わないため、記載内容の見直し

平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①~⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号に基づく別表第二第一欄に定める照会者</li> <li>・番号法第19条第7号 別表第二項番113 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条</li> <li>・番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務</li> <li>・番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報</li> <li>・10万人以上100万人未満</li> <li>・高等学校等就学支援金申請者及びその保護者</li> <li>・情報提供ネットワークシステム</li> <li>・情報提供ネットワークシステムにより、情報照会の要求があった都度、随時</li> </ul>	全て削除	事後	提供・移転を行わないため、記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①~⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県個人番号の利用に関する条例で定める移転先</li> <li>・埼玉県個人番号の利用に関する条例</li> <li>・番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務</li> <li>・番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報</li> <li>・10万人以上100万人未満</li> <li>・高等学校等就学支援金申請者及びその保護者</li> <li>・庁内連携システム</li> <li>・庁内連携システムにより、情報照会の要求があった都度、随時</li> </ul>	全て削除	事後	提供・移転を行わないため、記載内容の見直し
平成29年3月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> <li>・就学支援金の受給単位数</li> </ul>	事後	記載内容の見直し

平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成30年3月29日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	就学支援金支給事務処理支援システム	就学支援金事務処理支援システム	事後	名称の修正
平成30年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 三須 康男	課長 廣川 達郎	事後	人事異動
平成30年3月29日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	申請書類取りまとめ及び就学支援金支給事務処理支援システムによる申請者情報の管理	申請書類取りまとめ及び就学支援金事務処理支援システムによる申請者情報の管理	事後	名称の修正
平成30年3月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2725	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2558	事後	電話番号変更に伴う修正
平成30年3月29日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の期間又は県政情報センターに提出する。	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関又は②県政情報センターに提出する。	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2725	埼玉県総務部学事課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-2558	事後	電話番号変更に伴う修正
平成31年3月28日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	就学支援金事務処理支援システム	就学支援金事務処理システム	事後	名称の修正



平成31年3月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 廣川 達郎	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	・高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の市町村民税所得割額の情報が必要であるため。	・高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の道府県民税・市町村民税所得割額の情報が必要であるため。	事後	主務省令の改正
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	保護者の市町村民税課税状況によって受給資格及び加算申請の審査を行うため	保護者の道府県民税・市町村民税課税状況によって受給資格及び加算申請の審査を行うため	事後	主務省令の改正
平成31年3月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	申請書類取りまとめ及び就学支援金事務処理支援システムによる申請者情報の管理	申請書類取りまとめ及び就学支援金事務処理システムによる申請者情報の管理	事後	名称の修正
平成31年3月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> <li>・就学支援金の受給単位数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の氏名</li> <li>・申請者の保護者の生年月日</li> <li>・申請者の保護者の住所</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> <li>・就学支援金の受給単位数</li> </ul>	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・識別情報	[ ]個人番号対応符号	[○]個人番号対応符号	事後	記載内容の見直し

令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ・連絡先等情報	[ ]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	[○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	事後	記載内容の見直し
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始年月日	平成31年4月(予定)	平成31年4月	事後	時点修正
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2	—	就学支援金等申請情報電算入力業務委託	事後	事務の見直しによる委託事項の追加
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ①委託内容	—	特定個人情報のデータ入力	事後	事務の見直しによる委託事項の追加
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事後	事務の見直しによる委託事項の追加
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ③委託先名	—	株式会社KDS	事後	事務の見直しによる委託事項の追加
令和2年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ④再委託の有無		再委託しない	事後	事務の見直しによる委託事項の追加
令和2年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月24日	令和2年3月27日	事後	時点修正
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の道府県民税・市町村民税所得割額の情報が必要であるため。	高等学校就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者の市町村民税の課税所得額等の情報が必要であるため。	事後	記載内容の見直し
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	保護者の道府県民税・市町村民税課税状況によって受給資格及び加算申請の審査を行うため	保護者の市町村民税の課税所得額等によって受給資格及び加算申請の審査を行うため	事後	記載内容の見直し
令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ③委託先名	株式会社KDS	株式会社KSソリューションズ	事後	時点修正

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報保管・消去 保管場所</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策6情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能により、情報提供ネットワークに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と、照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>記載内容の見直し</p>

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策6情報提供ネットワークとの接続 リスク2:不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照合リストを情報ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に照会内容に対応する情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化          ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
------------------	--	---	---	-----------	--

令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	事後	<p>対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</li> </ul>
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 9 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修棟を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>	事後	<p>対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</li> </ul>
令和3年12月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、第2号ハ(情報照会)(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供)	事後	番号法の改正及び「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更

令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託の有無	52件	51件	事後	時点修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ③委託先名	株式会社KSソリューションズ	株式会社アクト・ジャパン	事後	時点修正
令和5年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務である。保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。また、支援金の支給に関する情報については、情報提供対象であるため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務である。保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報や生活保護受給状況を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。	事後	表記見直し
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手方法	[ ] 庁内連携システム	[ ○ ] 庁内連携システム	事後	記載内容の見直し
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アクト・ジャパン	株式会社埼玉電算センター	事後	時点修正
令和5年1月4日	(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の氏名</li> <li>・申請者の保護者の生年月日</li> <li>・申請者の保護者の住所</li> <li>・申請者の保護者の電話番号・メールアドレス</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> <li>・就学支援金の受給単位数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者(生徒)氏名</li> <li>・生年月日</li> <li>・住所</li> <li>・メールアドレス</li> <li>・在籍学校名</li> <li>・高等学校等の在籍期間</li> <li>・転退学歴等</li> <li>・申請者の世帯構成等</li> <li>・申請者の児童相談所・児童福祉施設入所状況</li> <li>・申請者の保護者の氏名</li> <li>・申請者の保護者の生年月日</li> <li>・申請者の保護者の住所</li> <li>・申請者の保護者の電話番号・メールアドレス</li> <li>・申請者の保護者の所得に関する情報</li> <li>・申請者の保護者の生活保護の受給に関する情報</li> <li>・就学支援金受給状況</li> <li>・個人番号</li> <li>・個人番号対応符号</li> <li>・就学支援金の受給単位数</li> </ul>	事後	記載内容の見直し